

空き家バンク登録物件の家財等を処分する費用に対し、補助金を交付します。

空き家バンクの活用を促進するため、空き家バンクに登録（見込み含む）された空き家の家財道具等の処分を事業者へ委託する費用に対し、予算の範囲内で補助します。

※補助金の交付を受けるためには、事前に申請が必要です。

■募集開始／4月1日（火）から予算額に達するまで、先着順で受け付けします。

1. 補助金の額

処分費用の2分の1に相当する額とし、10万円を限度とする（千円未満切り捨て）。

2. 募集件数

5件（予算の範囲内） ※申請額に応じて件数は変動する可能性があります。

3. 対象者 ※次のいずれかに該当する者

- (1) 空き家バンク登録物件の所有者等で、補助金の交付を受けた後も引き続き2年以上空き家バンクへ登録することを誓約する者
- (2) 空き家バンク登録見込み物件の所有者等で、登録後引き続き2年以上空き家バンクへ登録することを誓約する者

4. 補助対象事業 ※すべての要件を満たすこと。

- (1) 空き家バンク登録（見込み含む）物件に係る家財等処分を事業者へ委託するものであること。
- (2) 請負事業者は市内に事業所等を有し、廃棄物処理業の許可を受けていること。

5. 留意事項

- (1) 補助金は、同一物件につき1回限り申請が可能です。
- (2) 申請は先着順で受付します。
- (3) 業務時間外の申請は窓口受付できません。

6. 申込方法

「志摩市空き家バンク家財道具等処分支援事業補助金交付申請書」へ必要事項を記入し、添付書類とともに営繕課(3階16番窓口)へ直接ご提出ください。

※ 郵送を希望される場合は、事前にご相談をください。

※「志摩市空き家バンク家財道具等処分支援事業補助金交付申請書」は、営繕室窓口または市ホームページから入手できます。

7. 申込・問い合わせ先

営繕課 ① 44-0306 ② 44-5262 ③ eizen@city.shima.lg.jp